

令和3年度大阪府塗料製造業最低賃金

専門部会資料

資料	1	大阪府塗料製造業最低賃金専門部会運営規程（案）	1
資料	2	令和3年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項	3
資料	3	令和3年度特定最低賃金の改正決定に係る申出状況	5
資料	4	申出書	7
資料	5	大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）（写）	9
資料	6	最低賃金の改正決定等について（諮問）（写）	11
資料	7	令和3年度特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ	13
資料	8	塗料製造業の改正申出にかかる企業内最低賃金に関する 労働協約一覧	15
資料	9	令和3年度改正の必要性の有無に係る意見書 （労働者側）	17
		（使用者側）	21
資料	10	大阪府内の最低賃金リーフレット	23
資料	11-1	令和3年春季賃上げ妥結状況（最終報）	25
資料	11-2	令和3年春季賃上げ妥結状況（詳細分析報告）	33



大阪地方最低賃金審議会  
大阪府塗料製造業最低賃金専門部会運営規程（案）

（規程の目的）

第1条 この規程は、大阪地方最低賃金審議会大阪府塗料製造業最低賃金専門部会（以下、「専門部会」という。）の議事に関し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）に定めるもののほか、必要な事項について定めるものである。

（委員）

第2条 専門部会は、公益を代表する委員3人、労働者を代表する委員3人及び使用者を代表する委員3人をもって組織し、委員の総数を9人とする。

（会議の招集）

第3条 専門部会の会議（以下、「会議」という。）は、当該部会の長（以下、「部会長」という。）が必要と認めたときのほか、大阪労働局長（以下、「局長」という。）又は3人以上の委員から開催の請求があったとき、部会長が招集する。ただし、年度最初の会議は、大阪地方最低賃金審議会会長（以下、「審議会会長」という。）が招集する。

2 前項の規定により、局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、部会長に通知しなければならない。

3 部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

（委員の欠席出席等）

第4条 部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用して、会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用して、会議の出席は、最低賃金審議会令第6条第6項により準用する同令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を部会長に適当な方法で通知しなければならない。

→4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在になるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知しなければならない。

（会議の進行）

第5条 部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

3 専門部会は、部会長が必要と認めるときには、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として非公開とする。

(議事録及び議事要旨)

第7条 会議の議事については、議事録及び議事要旨を作成するものとする。

2 議事要旨は原則として公開する。

(報告)

第8条 部会長は、会議において最低賃金法及び最低賃金審議会令に基づいて議決を行ったときには、その審議結果について、審議会会長に対して報告するものとする。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成16年8月20日から施行する。

~~改正~~ この規程は、平成25年8月22日から施行する。

改正 この規程は、令和3年8月●日から施行する。

## 令和3年度最低賃金専門部会の審議に関する了解事項

令和3年7月6日

大阪地方最低賃金審議会は、各最低賃金専門部会の運営に関する事項について、下記のとおり了解する。

### 記

#### 地域別最低賃金専門部会

##### 1 最低賃金審議会令第6条第5項の適用

地域別最低賃金専門部会（以下「地賃部会」という。）において、全会一致で議決された場合は、最低賃金審議会令（昭和34年政令163号）（以下「令」という。）第6条第5項の規定に基づき、地賃部会の決議をもって大阪地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の決議とする。

##### 2 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議における議決が全会一致であるか否かにかかわらず、すべて審議会に報告する。

##### 3 審議の基本方針

審議は、自主性発揮等の観点から以下の基本方針に基づいて行うものとする。

- (1) 大阪労働局長から大阪府最低賃金の改正の決定について審議会に対して諮問がなされた場合は、効率的な審議に資するよう、中央最低賃金審議会から地方最低賃金審議会に対して地域別最低賃金額改正の目安が提示される前であっても、調査審議を開始すること。
- (2) 前記(1)の調査審議は、大阪府下の最低賃金を取り巻く実情等を十分考慮して行うこと。
- (3) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (4) 議決は、全会一致となるよう努めること。

##### 4 地賃部会の廃止

任務を終了したときは、地賃部会を廃止する。

#### 特定最低賃金専門部会

##### 1 特定最低賃金専門部会の任務

特定最低賃金専門部会（以下「特賃部会」という。）は、特定最低賃金（以下「特賃」という。）の決定又は改正決定の調査審議のほか、必要に応じ、これらの必要性の有無についての調査審議を行う。

##### 2 令第6条第5項の適用

特賃部会において、全会一致で議決された場合は、令第6条第5項に基づき、特賃部会の決議をもって審議会の決議とする。

### 3 審議結果の審議会への報告

審議結果は、当該審議において全会一致で議決されない場合は、審議会へ報告する。

### 4 審議の基本方針

- (1) 改定最低賃金額の早期発効に努めるとともに、従来の経緯を尊重しつつ円滑な調査審議を行うこと。
- (2) 審議は、拙速に陥らないように十分に配意し、適正な金額を示すこと。

### 5 特賃部会の廃止

任務を終了したときは、特賃部会を廃止する。

# 令和3年度 特定最低賃金の改正決定に係る申出状況

令和3年6月30日現在

最低賃金の件名及び産業分類	意向改正年月日	申出者	労働者数	合意労働者数 (割合)	備考
改	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府塗料製造業最低賃金 (E160, 1644, L7282)	2,039	958 (47.0%)	労働協約ケース
		大阪府鉄鋼業最低賃金 (E22, L7282)	17,157	7,101 (41.4%)	労働協約ケース
正	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府はん用機械器具製造業、 生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、 暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、 船舶製造・修理業、船舶機関製造業最低賃金 (E240, 243, 247, 25, 260, 261, 262, 2635, 2645, 2652 2691, 2692, 2694, 270, 271, 272, 310, 313, L7282)	56,562	23,535 (41.6%)	労働協約ケース
		大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金 (E310, 311, L7282)	14,113	7,811 (55.3%)	労働協約ケース
決	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金 (E28, 29 (E2941, 297を除く), 30, L7282)	34,144	33,762 (98.9%)	労働協約ケース
		大阪府非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業最低賃金 (E230, 233, 234, L7282)	4,709	2,927 (62.2%)	労働協約ケース
定	令和3年2月28日 令和3年6月29日	大阪府自動車小売業最低賃金 (I590, 591 (I5914を除く), L7282)	19,545	9,093 (46.5%)	労働協約ケース

※ 労働者数は、平成28年度経済センサス 事業所母集団データベース (30年次フレーム) から算出





2021年 6月29日

大阪労働局  
局長 木暮 康二 様

大阪市西区江戸堀 1丁目 3-15  
日本化学エネルギー産業労働組合連合会 (JEC 連合)  
JEC連合大阪地方連絡会  
議長 平間 明弘

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、大阪府塗料製造業の最低賃金の改正を下記のとおり申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者……958人
2. 最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲  
大阪府において、塗料製造を含む使用者に使用される労働者。  
但し、次に掲げる者は除く。
  - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
  - (2) 雇入後3月未満の者であって、技能習得中の者
  - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
    - イ 清掃又は片付けの業務
    - ロ ラベルはりの業務
    - ニ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務



以上 2,039名

3. 改正決定を申し出る最低賃金の件名。  
大阪府塗料製造業最低賃金

#### 4. 申出の内容

上記3の最低賃金の改正決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

#### 5. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数	958人
賃金の最低額に関する労働協約の適用される基幹的労働者数	958人
大阪府における塗料製造業を営む使用者に使用される基幹的労働者数	2,039人

・労働協約上の賃金の最も低い額	1,010円/時間額
・現在適用されている法定最低賃金額	971円/時間額

#### 6. 添付書類

- ①申出を行う者が申出書に掲げる範囲の基幹的労働者を代表するものであることを明らかにすることができる書類。
- ②当該労働協約の写。
- ③申出について当事者である労働組合の全部の合意があったことを証する書類。
- ④当該一定の地域内の事業場で使用される同種の基幹的労働者の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数を記載した書類。
- ⑤当該労働協約に定める賃金の最低額が月額で表示されているものについては、当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者に係る月間所定労働時間数及び所定労働日数等の状況についての参考書類。

以上



令和2年9月30日

大阪労働局長  
木暮康二 殿

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部良子

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和2年7月8日付け大労発基0708第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、専門部会を設け、各種資料を参考として、慎重に審議した結果、別紙のとおり改正決定することが適当であるとの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

大阪府の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は  
純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるも  
のに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ ラベルはりの業務

ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、  
箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 971円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和2年12月1日

大労発基 0706 第 2 号  
令和 3 年 7 月 6 日

大阪地方最低賃金審議会  
会長 服部 良子 殿

大阪労働局長  
木暮 康二

### 最低賃金の改正決定等について（諮問）

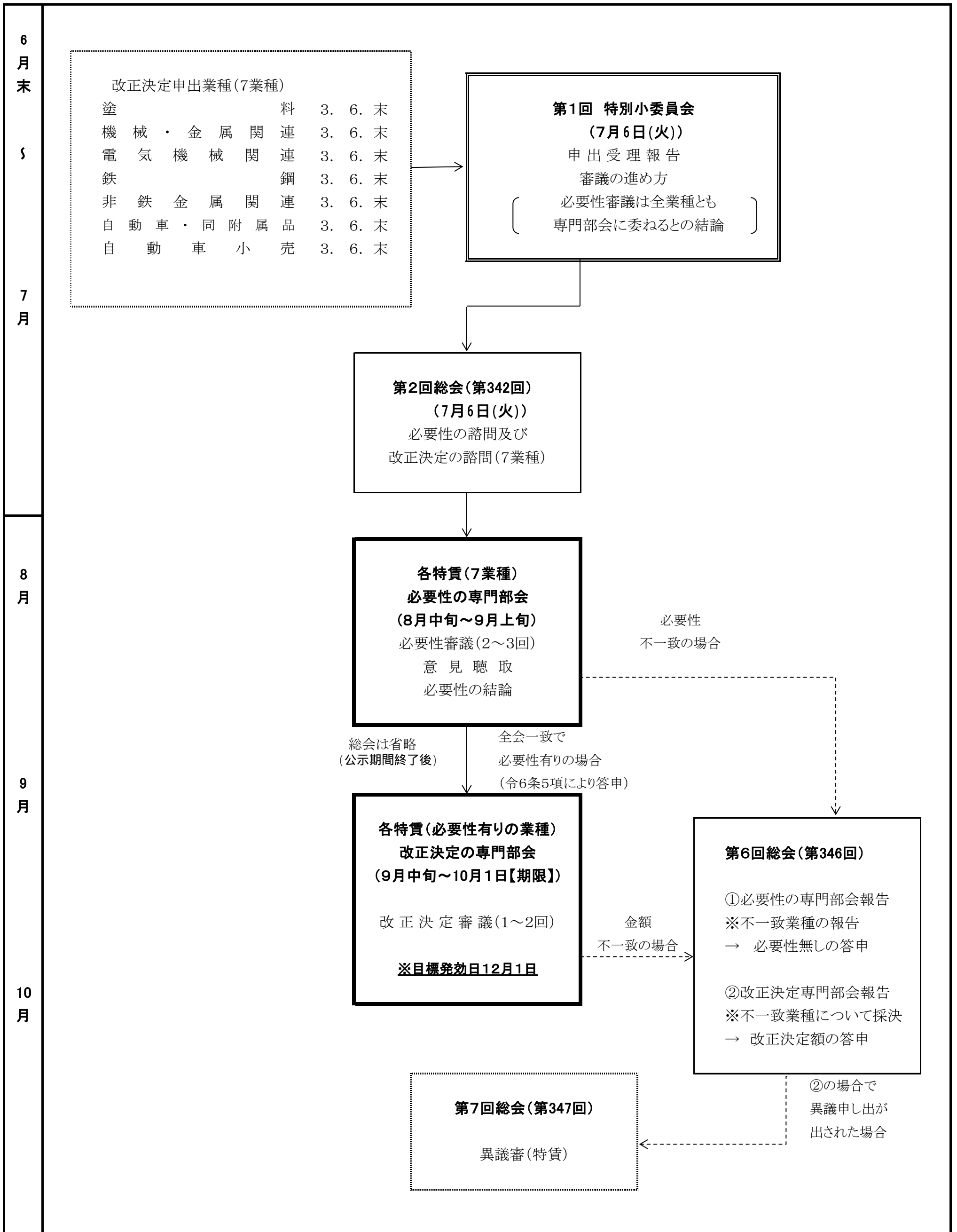
最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）（以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定に基づき、下記の最低賃金の改正決定に関する申出があったので、法第 21 条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。また、貴会における審議の結果、下記の最低賃金のうち、改正決定することを必要と認めるとの結論に達した最低賃金の改正決定について、法第 15 条第 2 項の規定に基づき、併せて貴会の調査審議をお願いする。

### 記

- ・ 大阪府塗料製造業最低賃金
- ・ 大阪府鉄鋼業最低賃金
- ・ 大阪府はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車・同附属品製造業最低賃金
- ・ 大阪府電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
- ・ 大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金
- ・ 大阪府自動車小売業最低賃金



# 令和3年度 特定最低賃金改正申出に係る審議の流れ







塗料製造業の改正申出にかかる企業内  
最低賃金に関する労働協約一覧

現行法定最低賃金額  
時間額 971円

事業所番号	適用労働者数 (名)	所定労働時間数 (時間)	所定労働日数 (日)	令和3年協約金額		
				月額(円)	日額(円)	時間額(円)
A	79	7.50	20.0	-	8,175	1,090
B	392	7.50	20.0	160,500	8,025	1,070
C	158	7.50	20.0	160,500	8,025	1,070
D	90	7.50	20.0	-	-	1,010
E	83	7.50	20.0	-	-	1,050
F	100	7.49	20.0	178,224	8,910	1,190
G	56	7.50	20.0	153,000	7,650	1,020
合計	958					

※網かけ部分は、協定額のうち最低額。



## 令和3年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	塗料製造業 最低賃金
(労) 使 側	

### 1. 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。

2020年度の塗料出荷数量は、前年度比7.8%減の約156.2万トン、出荷金額は7.9%減の約6222.8億円となった。日本塗料工業会は、出荷数量および出荷金額が減少した大きな要因として、2020年度上期における新型コロナウイルス感染症拡大の影響を挙げている。下期は緩やかな回復傾向がみられたものの、緊急事態宣言の再発出もあり、一進一退の状況が続いた。

需要産業区分では、家庭用塗料が巣籠り需要により、ホームセンター中心にDIY需要が拡大したことにより大きくプラス（前年度比116.8%）となったが、他の塗料は大きく前年実績を下回った。

上場塗料メーカーの期末決算は、売上高、利益ともに大きくバラツキがあり、一定の傾向はみられませんでした。一つの要因として、各社の主要塗料を使用する産業における新型コロナウイルス感染症拡大の影響に大きくバラツキがあることが挙げられると考えられる。

全体としてはプラス推移と予測されるが、新型コロナウイルス感染症がワクチンの効果も含めて、どの程度収束していくかは見通しが困難なため、各社の予測にはバラツキが見られる。前年度比で大きくプラスになると予測されるのは次の需要産業区分です。

#### 1) 新車

自動車の生産台数の回復が見込まれており、塗料需要も大きくプラスに推移すると予測される。

#### 2) 電気機械

電機機器類の出荷が、2020年度第3Q頃から回復基調にあることに伴い、塗料の出荷も2021年度はプラスに推移すると予測される。

#### 3) 金属製品

生活様式の変化による需要構造の変化が、鋼製家具や金属建材等の塗料需要増をもたらすと予測される。

塗料部会の企業内最低賃金の取り組みにおいても、特定最低賃金（塗料）の取り組み意義やこれまで努力して積み上げてきた水準を守っていくため、塗料部会では以下の観点で取り組みを強化していくこととした。企業内最低賃金は、非正規労働者の処遇改善を主とした賃金の底支え・社会的波及効果という観点から非常に大切であり、全日塗では過去から連綿と取り組んでいる。また上部団体であるJEC連合も「底支え」の観点より、企業内最低賃金の締結水準として1,100円を示した。このような背景より塗料部会加盟単組の企業内最低賃金は1,100円以上を目指すこととした。

そのような中、要求を行った組合は12単組（昨年16単組）となり、今年は5単組（昨年14単組）



組) で5円～104円との増額となった。

各単組が特定(産別)最賃の特有性を判断考慮し地域別最賃を見据えた、増額要求に取り組み成果を出した。また賃金のセーフティーネットとしての重要性、特定最賃を取り組む基本的な視点からも改正が必要である。

## 2. 上記1の判断をされた理由(根拠)を以下の項目ごとにお示してください。

### ① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕

2020年度

出荷数量 1562千トン(前年比7.8%減)

出荷金額 6228億円(前年比7.9%減)

\*出荷数量・金額とも上期が悪く、数量で前年比14.3%減・金額で前年比14.9%減となり下期では良くなってきた。

2020年度3月期上場8社決算(平均)連結

売上高 6060億円(前年比89.4%)

経常利益 504億円(前年比96.2%)

\*2020年度上場9社決算(平均)連結【IFRS含む】

売上高 13874億円(前年比101.3%)

### ② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況(額・率)等〕

2021春闘(加重平均)

Aグループ(大手10社) 9,828円(2.89%)

Bグループ(中小16社) 5,158円(1.66%)

全体加重平均 9,176円(2.72%)

2020年企業内最低賃金の動向

企業内最低賃金労働協約上の最も低い額が1,000円となっている、現在の塗料特定最賃971円と29円の幅があり更なる引き上げによる影響はないと判断できる。

### ③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕

21春闘では、「底上げ」「底支え」「格差是正」を基本的な考え方とし「働き方の価値に見合った水準」を意識しながら方針実現に向け取り組み、定昇確保・様々な視点から取り組んだが結果として賃金改善の成果を上げられなかったことで、賃金水準維持が図られなかった現状がある。その結果、実質賃金・可処分所得の増加には結びついていない。

## 3. その他

ここ最近での地域別最低賃金の上昇により、産業における特定(産別)最賃のあり方が問われている。

昨年はコロナウイルス感染症の影響で地域別最低賃金ならびに特定最賃の上昇を抑えられた年でした、地域別最低賃金の役割(=全ての国民に健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する賃金)と明確に区別された、特定産業における基幹的労働者の最低賃金として「比較的賃金の高い労働者の不当

な切り下げによる競争を防止するという本来の機能」を果たしうる特定（産別）最賃の水準（セーフティネット）を確立することが急務となっている。

特定（産別）最賃の水準は、今後、少子高齢化や労働力人口の減少・離職の増加により人手不足が本格化になり、競争激化が予想され労働市場における、当該産業の社会的地位を表すものであり、産業の存続・発展にとって極めて重要な要素となることを銘記する必要がある。

また、このコロナ感染の影響で、塗料製造工場での課題、「従業員の健康への配慮」「社会全体の感染対策」など企業の社会的信頼度が大きく問われている。工場稼働に際し、従業員の感染リスクを考えるが工場の稼働を止めることもできず、様々な対応を各社で講じられていると思う。ウィズコロナ以前のように続けるのはいまだ困難であり、危険が伴う。このような状況下で製造業での人手が不足となっており、良い人材を確保するためにも、最低賃金をあげることが他産業への人材の流出を防ぐものだと考える。

塗料部会の企業内最低賃金の取り取り組みでは5単組が5円～104円の増額と進展している、また大阪府7事業所すべてが1,000円を超える数字となっており、各企業が最低賃金の必要性を認識していると考えていると判断する。

○ 記述責任者

氏 名： J E C 連 合 横 山 誠

記述年月日： 令和3年 7月 26日



令和3年度 改正の必要性の有無に係る意見書

特定最低賃金名	大阪塗料製造業 最低賃金
労・使側	

- 1 大阪府における特定最低賃金の改正の必要性の有無に係る意見をお聞かせください。  
 日本国内の経済は、2020年からの新型コロナの影響で大幅な落ち込みをしております。ワクチン接種等で明るい兆しはあるものの、大阪府においては、緊急事態宣言、蔓延防止の適用等、今後も予断を許さない状況が続くと考えます。塗料においては前年比で増産・増額の方向で2021年度は着地見込みですが、2019年のコロナ前までの回復は見込めません。  
 このような状況下、全国の5月の完全失業率は3%で昨年度に比べても上昇しています。大阪はさらに高い数値となることが予想されます。雇用者および失業者が両方増加していることは雇用の2極化が加速されていることを示唆しています。  
 大阪地区の塗料製造業は経営基盤の乏しい会社が多々あり、そこで働く社員がこの最低賃金を適用されることが多いことを考慮すると、今年度の最賃を上げることは労働者の雇用を失わせることにもなりかねません。今年も雇用を守ることに注力し、現状維持にすべきと考えます。体力があり、良い人材が欲しい企業は自助努力で高い賃金設定をするべきと考えます。
- 2 上記1の判断をされた理由(根拠)を以下の項目ごとにお示しください。
  - ① 産業の実態〔経営実績、支払能力等〕  
 日本塗料工業会発表 20年度は19比91.2%の見込み 21年度は20比100.6%の見込み  
 2020年5月 溶剤系塗料生産量 75.4% 前年同月比  
 2021年5月 溶剤系塗料生産量 110.0% 前年同月比  
 2020年4月までの 溶剤系塗料生産量 累計 81.2% 前年比  
 2021年4月までの 溶剤系塗料生産量 累計 106.2% 前年比
  - ② 賃金の実態〔一般賃金の改定状況(額・率)等〕  
 業界は、規模の格差が大きく、賃金についても格差が生じている。ベア実施の企業もあるが、市場での競争が激しくベア見送りの企業もある。中小塗料製造業等の実情に見合った賃金を検討すべきと考えます。
  - ③ 生活の実態〔物価、標準生活費等〕  
 2021/5月の消費者物価指数は全国0.1%下落、大阪については0.5%の下落、10か月連続(前年同月比)で賃上げ要因にならない。
  - ④ その他 労働力調査(基本集計)2021年(令和3年)5月分より
    - (1) 就業者数、雇用者数  
 就業者数は6667万人。前年同月に比べ11万人の増加。2か月連続の増加
    - (2) 完全失業者数  
 完全失業者数は211万人。前年同月に比べ13万人の増加。16か月連続の増加
    - (3) 完全失業率  
 完全失業率(季節調整値)は3.0%。昨年度に比べ0.1ポイント上昇  
 ※大阪府は四半期集計が出ていないが、4-6月は同様の推移になると予想する。  
 懸念点：非正規社員の減少(特に男性)に歯止めかからない。最低賃金と連動しやすい体力の少ない会社の労働者の雇用維持が課題として残っていると考える
- 3 その他

○ 記述責任者(意見の出所を明らかにしてください。)

氏名 NPHD 人事部長 遠藤有紀子

記述年月日：令和 3年 7月 7日







# 大阪府内の最低賃金

	時間額(発効年月日)	適用の範囲
大阪府最低賃金	<b>964</b> 円 (令和元年10月1日)	大阪府内の事業場で働くすべての労働者とその使用者
特定最低賃金件名	時間額(発効年月日)	適用が除外される方
非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	<b>965</b> 円 (令和元年12月1日)	<p>主としてワイヤーハーネスの製造に係る業務のうち、手工具若しくは小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ又は刻印の業務に従事する方</p> <p>(1)18歳未満又は65歳以上の方</p> <p>(2)雇入れ後3月未満の技能習得中の方</p> <p>(3)清掃又は片付けの業務に主として従事する方</p> <p>次の業務に主として従事する方                      (1)ラベルはりの業務                      (2)手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は18リットル缶未満の充てん製品運搬の業務</p> <p>次の業務に主として従事する方                      (1)手作業による包装又は袋詰めの業務                      (2)部品の組立て又は加工の業務のうち、手工具又は小型動力工具を使用して行う組線、取付け、かしめ、巻線若しくは刻印の業務</p>
自動車小売業	<b>965</b> 円 (令和元年12月1日)	
自動車・同附属品業	<b>970</b> 円 (令和2年12月1日)	
はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置、配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業	<b>968</b> 円 (令和2年12月1日)	
鉄鋼業	<b>968</b> 円 (令和2年12月1日)	
塗料製造業	<b>971</b> 円 (令和2年12月1日)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	<b>966</b> 円 (令和2年12月1日)	

## 賃上げ・就業環境整備をご検討の事業主の皆様へ 支援制度のご案内

- ①業務改善助成金のご案内(2021(令和3)年度)
- ②キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内
- ③中小企業・小規模事業者向け無料相談窓口のご案内

詳しくは裏面をご覧ください



最低賃金についてご不明の点がございましたら 大阪労働局労働基準部賃金課 (電話06-6949-6502) または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

## ①業務改善助成金のご案内(中小企業向け) 2021(令和3)年度

・生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

### ・生産性向上のための設備投資の例

- 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読み取りでリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた。
- 飲食店でレイアウト変更を行い、店員と来店客との動線が分かれ、業務が効率化された。
- パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった。

詳しくは、大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係(電話06-6941-4630)におたずねください。

## ②キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内

- ・中小企業・小規模事業者等以外の企業も利用可能な助成制度です。
- ・全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができます。 ※業務改善助成金と併給調整の対象になる場合があります。
- ・詳しくは、大阪労働局助成金センター(電話06-7669-8900)におたずねください。

中小企業・小規模  
事業者の皆様へ

2021(令和3)年度厚生労働省大阪労働局委託事業

## ③大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご案内 (相談無料)

専門家(社会保険労務士等)が無料で相談対応、中小企業・小規模事業者へ支援制度をご提案！！

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターでは、長時間労働の是正や同一労働・同一賃金の実現など「働き方改革関連法への対応」に関する相談窓口を設けております。働き方改革に取組み、社員のモチベーションアップ・生産性の向上を目指しませんか。

- ・専門家(社会保険労務士)が電話・来所・電子メール・オンライン・企業訪問による相談支援を実施。
- ・「人材確保のための労務改善」や「新型コロナウイルス感染症への対応」などの相談にも対応。
- ・就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、各種助成金の紹介等に対応。



受付:月・火・木・金曜日9:00~17:00、水曜日9:00~18:00、土・日・祝休み

所在地:大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

電話:0120-068-116 (E-mail:hatarakikata@sr-osaka.jp HP:http://www.sr-hatarakikata.jp)

## 最低賃金の計算方法

◎次の賃金は計算から除外されます。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外や深夜労働および休日労働に対する賃金

◎賃金の支払われ方別 最低賃金額との比較方法

- ・時間給制 時間給 $\geq$ 最低賃金額
- ・日給制 日給額 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\rightarrow$ 時間額に換算 $\geq$ 最低賃金額
- ・月給制 月給額 $\div$ 1ヶ月平均所定労働時間 $\rightarrow$ 時間額に換算 $\geq$ 最低賃金額
- ・混在する場合 各賃金の1時間あたりを算出し、合計した額 $\geq$ 最低賃金額

◎最低賃金額以上の賃金額を支払わない場合には罰則が定められています。

<https://pc.saiteichingin.info/> で  
全国の最低賃金確認や自分の  
最低賃金のチェックができるよ！



2021(令和3)年4月

令和3年6月7日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課

地域労政グループ 吉川・堀・長宗

▽直通 06-6946-2606

# 令和3年 春季賃上げ要求・妥結状況

## 最終報

【集計組合数:416組合(加重平均)】

【調査時点:5月25日現在】

□ 妥結額 5,422円(前年:5,950円)

□ 賃上げ率 1.83%(前年:1.99%)

### 【調査結果の特徴点】

- 全体平均では、妥結額、賃上げ率ともに3年連続で減少を示す。
- 産業別の妥結額は、非製造業が製造業より高くなっている。

- 大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況等をまとめました。
- 本集計は、定期昇給及びベースアップ(またはこれらに相当する賃上げ額)の合計額を記載しています。
- 6月14日に本調査の詳細分析(同一の組合による対前年比較)を当課ホームページに掲載します。併せてご参照ください。

◆大阪府労働環境課 ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/sogorodo/chousa/list3505.html>

右記のQRコードからもご覧いただくことができます。



## 本調査の調査対象・集計方法

■本調査は、府内に所在する約1,700組合を調査対象として実施し、5月25日までに妥結額が把握できた575組合のうち、平均賃金額、組合員数が明らかな416組合(126,099人)について集計(加重平均・組合員一人あたり平均)しました。

### 【集計方法について】

加重平均は以下の方法で算出しています。

加重平均=(各組合の妥結額×各組合の組合員数)の合計/各組合の組合員数の合計

## 経済的背景と要求・交渉経過

### (1)経済的背景と労使交渉等の動向

・内閣府は、2月の月例経済報告において、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるなか、持ち直しの動きが続いているものの、一部に弱さがみられる」とし、先行きについては、「緊急事態宣言の解除後も感染拡大の防止策を講じつつ、社会経済活動のレベルを引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直していくことが期待される。ただし、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」と分析しました。

・こうした情勢のもと、金属労協(JCM)を構成する大手組合や各産別傘下の組合では、2月下旬までに要求書を提出し、3月17日の集中回答日に向けて大手組合を中心に回答の引き出しが進められました。

・集中回答日の直後となる3月19日に行われた閣議後の記者会見において、田村厚生労働大臣は2021年春闘の結果について「新型コロナウイルス感染症の影響等で先行き不透明感がある中、ベアの回答や定期昇給を維持する企業があるなどばらつきはあるが、現時点では賃金上昇のモメンタムは失われずに進んでいる」との認識を示しました。

・さらに、企業の取り組みに関して、同大臣は「テレワーク制度等の拡充や新型コロナウイルス等の感染症にかかる有給制度の新設など、コロナ禍における新たな働き方改革を進めている」と指摘。今後については、「中小企業も含めて真摯に労使で話し合いをしていただきながら、賃金上昇、働き方改革、こういった流れを進めてほしい」と期待感を示しました。

・内閣府が4月22日に公表した4月の月例経済報告では、景気の先行きについて、「各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、内外の感染拡大による下振れリスクの高まりに十分注意する必要がある」との判断が示され、加えて、4月23日には大阪府を含む4都府県に緊急事態宣言が発出され、その後、10都道府県に拡大されたことから、同感染症の感染拡大に伴う経済活動の停滞が懸念されています。

・こうした状況のもと、昨年同様、中小企業を中心に労使交渉の実施や回答の引き出しに遅れが生じていることから、現在も多くの企業労使において交渉が行われています。

## (2)労働団体及び経済団体の春闘における主張(概要)

労働側	経営側
<p>○連合「連合白書(2021春季生活闘争の方針と課題)」(令和2年12月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍による全世界的な経済活動の停滞は、観光・飲食・鉄道など特定の産業に依然として大きな影響を与えている。一方で、このコロナ禍の中、社会機能を支え続けているいわゆるエッセンシャルワーカー等の処遇は、必ずしもその「働きの価値に見合った水準」となっていない。</li> <li>・「底上げ」「底支え」「格差是正」の取り組みの考え方を堅持する中で、引き続き、月例賃金の絶対額の引き上げにこだわり、名目賃金の最低到達水準と目標水準への到達、すなわち「賃金水準の追求」に取り組む。</li> </ul> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期昇給相当分(2%)の確保を大前提に、産業の「底支え」「格差是正」に寄与する。</li> <li>・最大限の「底上げ」に取り組むことで、2%程度の賃上げを実現する。</li> </ul> <p>○全労連・国民春闘共闘委員会「21年国民春闘方針」(令和3年1月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍のなか、現金給与の総額は所定外給与が14.0%減と大幅に落ち込んだ結果、前年度比で1.3%(8月)減となり、5か月連続で低下しており、同時に欧米に比べ、コロナ禍以前からの賃金低迷を直視する必要がある。</li> <li>・8時間働けば、誰もが人間らしく暮らせる賃金を実現するために、大幅な賃金引き上げ・底上げを求める。</li> </ul> <p>〈具体的な要求指標〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃上げ要求:月額 25,000 円以上 時間額 150 円以上</li> <li>・最低賃金要求:時間額 1,500 円以上</li> </ul>	<p>○経団連「2021年版経営労働政策特別委員会報告」(令和3年1月)</p> <p>〈基本的な考え方〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍で行われる今次労使交渉において、最優先すべきは「事業の継続」と「雇用の維持」であることを、労使の共通認識として強く意識することが求められている。</li> <li>・こうした認識のもと、外的・内的要素を総合的に勘案しながら、自社の支払能力を踏まえ、労使協議を経て企業が決定する「賃金決定の大原則」が例年に増して重要となる。</li> <li>・コロナ禍の影響で企業業績はまだら模様の様相が強まっており、こうした中、業種横並びや各社一律の賃金引上げを検討することは現実的ではない。企業労使は、十分に協議を尽くし、自社の実績に適した賃金決定を行うことが重要である。</li> <li>・今次の労使交渉・協議では、アフターコロナを視野に、新常态(ニューノーマル)やデジタル革新(DX)に対応できる事業構造への転換をも見据え、エンゲージメントの高い働き方を実現することで、自社の競争力強化につなげるべく議論を深めていくことが望まれる。</li> <li>・基本給について、収益が安定的に高い水準で推移あるいは収益が増大している企業においては、制度昇給を実施した上で、自社の実情に適した形で賃金水準の引上げを行うことも選択肢となろう。他方、収益状況が大幅に悪化し、回復の見通しが立ちにくい企業においては、事業継続と雇用維持を最優先に、労使交渉・協議を行うことになる。そのような企業においては、ベースアップの実施は困難であり、制度昇給などを含めて、労使で検討せざるを得ない場合もあり得る。</li> </ul>

## 調査結果の概要

### (1) 妥結額・賃上げ率の推移【P5「妥結額・賃上げ率の年次推移」参照】

全体平均では、妥結額 5,422 円(前年:5,950 円)、賃上げ率 1.83%(前年:1.99%)となり、妥結額、賃上げ率ともに3年連続で減少となりました。

### (2) 企業規模別の妥結状況【P6「企業規模別の妥結状況」参照】

企業規模別の妥結額をみると、

「299 人以下」が、4,760 円(対前年比:473 円減、9.0%減)

「300～999 人」が、5,148 円(対前年比:434 円減、7.8%減)

「1,000 人以上」が、5,546 円(対前年比:514 円減、8.5%減)となり、全ての規模で2年連続で減少となりました。

### (3) 産業別の妥結状況【P7「産業別妥結状況」参照】

産業別(大分類)の妥結額は、製造業の妥結額平均が 5,341 円、非製造業の妥結額平均が 5,493 円となり、非製造業が製造業より高くなっています。

なお、全体平均(5,422 円)と比べて妥結額が高かった業種は、「建設業(9,369 円)」、「化学(7,394 円)」、「情報通信業(6,474 円)」等となりました。

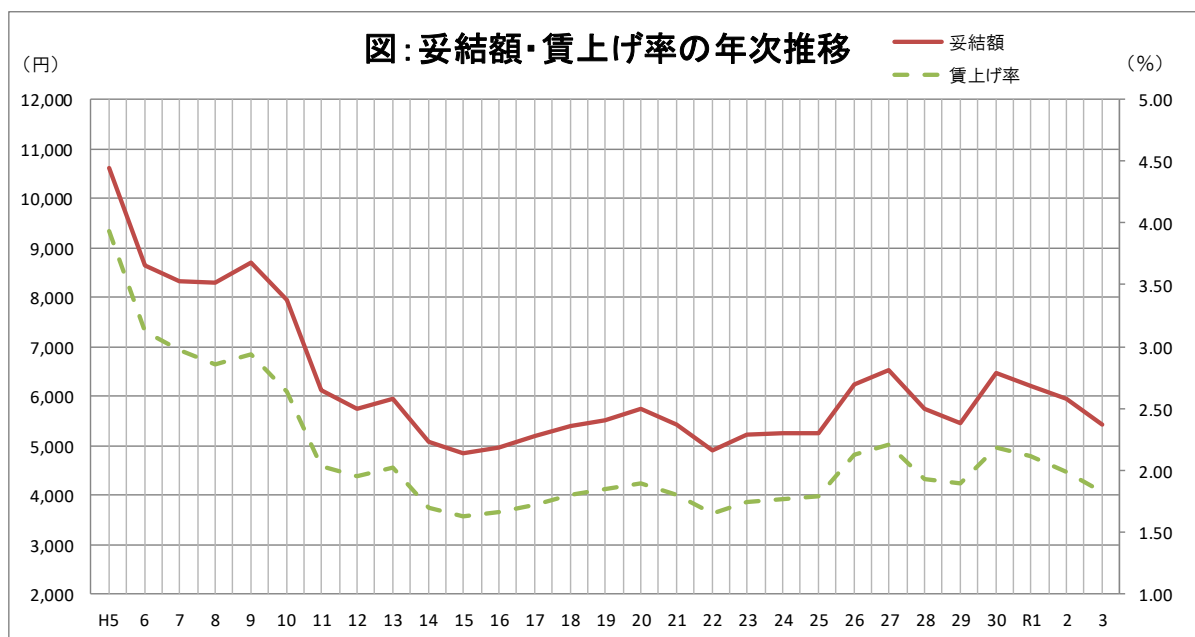
一方、低かった業種は、「印刷・同関連(2,525 円)」、「生活関連サービス業・娯楽業(3,559 円)」等となりました。

## ■ 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

年	集計組合数	妥結額		賃上げ率	
		金額(円)	前年との差(円)	賃上げ率(%)	前年との差(ポイント)
H5	585	10,614	—	3.93	—
6	554	8,632	▲ 1,982	3.12	▲ 0.81
7	450	8,316	▲ 316	2.97	▲ 0.15
8	492	8,289	▲ 27	2.86	▲ 0.11
9	453	8,691	402	2.94	0.08
10	391	7,952	▲ 739	2.64	▲ 0.30
11	453	6,115	▲ 1,837	2.04	▲ 0.60
12	798	5,733	▲ 382	1.95	▲ 0.09
13	669	5,957	224	2.02	0.07
14	473	5,086	▲ 871	1.70	▲ 0.32
15	473	4,836	▲ 250	1.63	▲ 0.07
16	446	4,961	125	1.66	0.03
17	476	5,198	237	1.72	0.06
18	503	5,388	190	1.80	0.08
19	522	5,503	115	1.85	0.05
20	505	5,739	236	1.89	0.04
21	391	5,426	▲ 313	1.80	▲ 0.09
22	397	4,903	▲ 523	1.65	▲ 0.15
23	363	5,221	318	1.75	0.10
24	417	5,239	18	1.77	0.02
25	409	5,265	26	1.79	0.02
26	395	6,239	974	2.13	0.34
27	400	6,513	274	2.21	0.08
28	417	5,743	▲ 770	1.93	▲ 0.28
29	468	5,465	▲ 278	1.89	▲ 0.04
30	394	6,463	998	2.18	0.29
R1	337	6,201	▲ 262	2.11	▲ 0.07
2	305	5,950	▲ 251	1.99	▲ 0.12
3	416	5,422	▲ 528	1.83	▲ 0.16

要求額	
集計組合数	金額(円)
434	7,883
447	8,361
455	7,448
364	8,250
344	6,677
318	7,077
385	6,379
370	6,689
380	8,548
361	10,604
392	9,408
411	8,638
374	9,492
308	9,660
287	9,528
403	8,365



※加重平均集計は平成5年より開始しました。

※要求額は、最終報の調査時点において把握できた組合の集計結果であり、集計を開始した平成18年より記載しています。

※各年の要求額は、その年の最終報時点で要求額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表しています。

令和3年は、403組合の集計結果を表しています。

## ■企業規模別の妥結状況

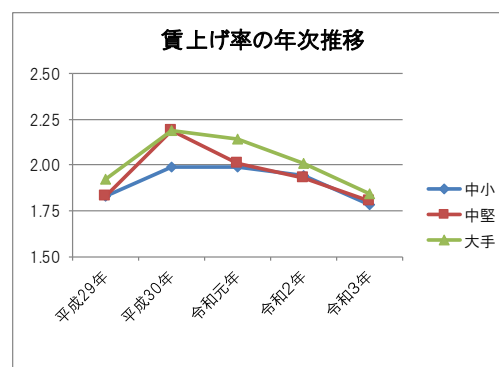
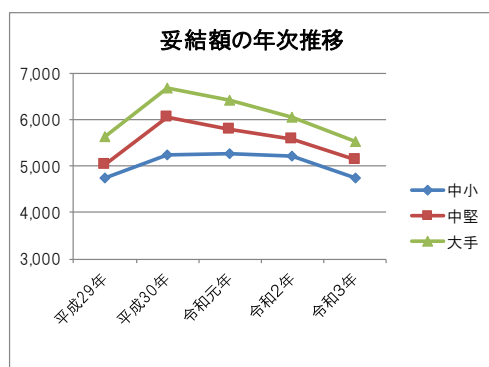
【加重平均】  
(集計組合数:416組合)

企業規模 (従業員数)		集計組合数	平均賃金額 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)
299人 以下の 内訳	29人以下	17	277,968	5,246	1.89
	30~99人	89	254,166	4,132	1.63
	100~299人	105	270,042	4,921	1.82
299人以下		211	266,833	4,760	1.78
300~999人		81	285,813	5,148	1.80
1,000人以上		124	301,991	5,546	1.84
総平均		416	296,670	5,422	1.83

## ■企業規模別 妥結額・賃上げ率の年次推移

【加重平均】

		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
		妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
299人 以下の 内訳	29人以下	5,337	1.91	3,687	1.37	6,171	2.37	4,256	1.44	5,246	1.89
	30~99人	4,614	1.86	5,184	2.01	5,043	1.94	4,591	1.78	4,132	1.63
	100~299人	4,788	1.81	5,282	2.00	5,350	2.00	5,461	2.00	4,921	1.82
299人以下		4,755	1.83	5,244	1.99	5,281	1.99	5,233	1.94	4,760	1.78
300~999人		5,050	1.83	6,073	2.19	5,789	2.01	5,582	1.93	5,148	1.80
1,000人以上		5,653	1.92	6,683	2.19	6,420	2.14	6,060	2.01	5,546	1.84



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。



■産業別の妥結状況

(集計組合数:416組合)

【加重平均】

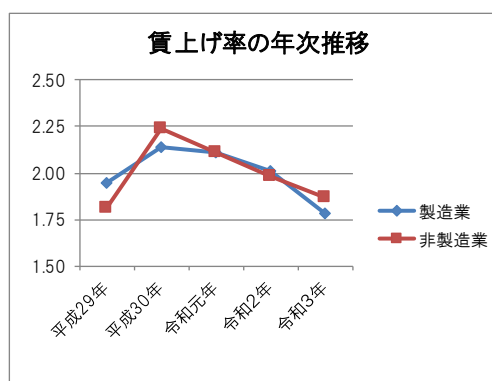
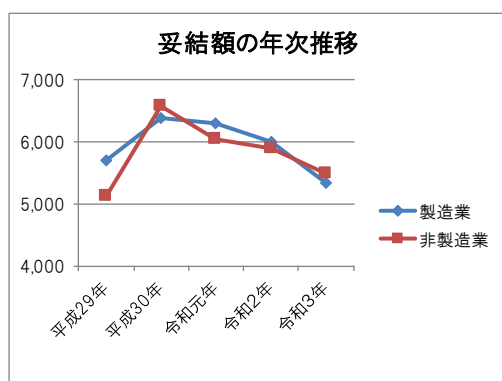
産業	集計組合数 (組合)	妥結人数 (人)	平均賃金 (円)	妥結額 (円)	賃上げ率 (%)	【参考】 要求額 (円)	
全産業計	416	126,099	296,670	5,422	1.83	8,365	
製造業	製造業平均	292	59,095	300,318	5,341	1.78	7,470
	食料品・たばこ	30	5,379	304,690	4,571	1.50	7,337
	繊維、衣服	33	5,245	290,059	5,567	1.92	6,559
	木材、家具・装備品	4	732	282,438	4,242	1.50	5,509
	パルプ・紙・紙加工品	6	458	267,433	4,888	1.83	6,694
	印刷・同関連	8	2,773	279,011	2,525	0.90	8,248
	化学	41	8,121	335,345	7,394	2.20	9,176
	石油・石炭製品						
	プラスチック製品	1	49	241,824	7,459	3.08	6,837
	ゴム、皮革製品	3	211	240,753	4,018	1.67	5,269
	窯業・土石製品	2	202	258,013	4,308	1.67	5,917
	鉄鋼	29	4,814	291,436	5,060	1.74	8,183
	非鉄金属	10	798	270,372	5,348	1.98	7,661
	金属製品	40	7,290	260,233	4,939	1.90	6,201
	機械器具	58	13,940	311,047	5,618	1.81	7,650
	電子部品・デバイス	1	10	296,116	4,650	1.57	8,000
	電気機械器具	11	2,513	285,944	5,198	1.82	8,223
	情報通信機械器具						
	輸送用機械器具	11	4,299	318,623	6,327	1.99	7,725
	その他の製造	4	2,261	310,877	1,819	0.59	4,325
非製造業	非製造業平均	124	67,004	293,453	5,493	1.87	9,317
	農林水産業						
	鉱業・採石・砂利	1	23	248,584	2,500	1.01	4,500
	建設業	4	1,717	309,170	9,369	3.03	9,447
	電気・ガス・熱供給・水道業	1	3,484	333,100	7,070	2.12	7,500
	情報通信業	15	1,064	346,455	6,474	1.87	10,369
	うち、通信・放送						
	うち、情報サービス	1	11	186,042	1,000	0.54	7,500
	うち、情報制作(出版等)	14	1,053	348,130	6,531	1.88	10,399
	運輸業・郵便業	26	15,643	302,184	4,961	1.64	8,759
	うち、私鉄・バス等	4	10,454	307,832	5,847	1.90	
	うち、道路貨物輸送	9	3,639	317,317	3,041	0.96	10,517
	うち、郵便業						
	うち、その他	13	1,550	228,566	3,487	1.53	4,538
	卸売・小売業	51	32,765	292,817	5,470	1.87	8,945
	金融・保険業、不動産、物品賃貸業	2	3,233	271,213	4,902	1.81	10,641
	うち、金融・保険業	1	200	252,446	6,177	2.45	8,177
	うち、不動産業	1	3,033	272,451	4,818	1.77	10,804
	うち、物品賃貸業						
	学術研究、専門・技術サービス業	3	544	264,043	3,826	1.45	4,182
	飲食店、宿泊業	2	537	252,984	5,318	2.10	5,318
	生活関連サービス業、娯楽業	3	41	302,412	3,559	1.18	6,862
	医療、福祉、教育、学習支援業	7	840	292,643	4,509	1.54	33,068
	うち、教育・学習支援業	4	96	291,396	3,490	1.20	26,159
	うち、医療・福祉	3	744	292,804	4,640	1.58	33,960
	複合サービス事業、サービス業	9	7,113	261,637	5,461	2.09	9,381
	うち、複合サービス事業	3	4,072	234,252	4,907	2.09	10,627
うち、自動車整備・機械修理	1	209	252,644	7,515	2.97	9,441	
うち、賃貸・広告業	1	1	263,652	1,900	0.72	3,000	
うち、その他	4	2,831	301,691	6,109	2.02	7,587	

※集計数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※要求額は、最終報時点て要求額・組合員数・平均賃金額が明らかな403組合の集計結果を表しています。

## ■産業別 妥結額・賃上げ率の年次推移

	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年	
	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)	妥結額 (円)	賃上げ率 (月)
製造業	5,705	1.95	6,380	2.14	6,312	2.11	5,998	2.01	5,341	1.78
非製造業	5,122	1.81	6,586	2.24	6,053	2.11	5,907	1.98	5,493	1.87



※各年の妥結額は、その年の最終報時点での妥結額・組合員数・平均賃金額が把握できた組合の加重平均を表したものです。

### 【参考】

#### ◆単純平均 結果一覧（発表時期別 要求・回答・妥結状況）

	令和3年 発表日	要求		回答		妥結	
		令和3年	令和2年	令和3年	令和2年	令和3年	令和2年
第1報	4月2日	601組合	484組合	110組合	150組合	58組合	73組合
		11,546円	11,890円	4,306円	5,846円	5,707円	6,070円
第2報	4月20日	658組合	627組合	415組合	342組合	286組合	288組合
		11,393円	13,407円	4,657円	5,216円	5,072円	5,267円
第3報	5月14日	713組合	671組合	542組合	388組合	450組合	313組合
		11,574円	13,829円	4,490円	4,917円	4,535円	5,133円
最終報	6月7日	773組合	687組合	616組合	442組合	575組合	365組合
		12,729円	13,823円	4,702円	4,889円	4,709円	5,101円

※本表では、平均賃金額や組合員数が把握できたかを問わず、要求額、回答額、妥結額の全てもしくはいずれかが把握できた組合をすべて集計対象としています。

※その結果、要求組合が773組合、回答組合が616組合、妥結組合が575組合となっています。

#### ◆年間一時金・夏季一時金の回答・妥結状況（最終報時点）

区分	集計組合数	内容	妥結額
回答 妥結	132組合	年間一時金	1,328,369円
	172組合	夏季一時金	589,098円

※本集計は、春闘時に賃上げと併せて年間一時金又は夏季一時金の交渉を実施している組合において単純平均集計を行ったものです。  
なお、夏季一時金の調査結果については、6月15日以降に順次、発表します。

令和3年6月14日(月)午後2時

連絡先

大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課  
地域労政グループ 吉川・堀・長宗  
▽直通 06-6946-2606

# 令和3年 春季賃上げ妥結状況

## 詳細分析報告

### 【同一の組合による対前年比較】

(調査時点:5月25日現在)

(加重平均(組合員1人あたり平均))

(集計組合数:297組合)

#### 【全体結果】(表1)

項目	令和3年	令和2年	対前年比
妥結額	5,687円	6,048円	▲361円 (増減率:▲6.0%)
賃上げ率	1.90%	2.05%	▲0.15ポイント

#### 【主な特徴点】

- 妥結額、賃上げ率ともに前年に比べ減少を示す。
- すべての企業規模で前年に比べ減少を示す。
- 産業別では、製造業、非製造業ともに前年に比べ減少を示す一方、それぞれ約4割の業種で横ばいまたは増加を示す。

○大阪府商工労働部雇用推進室労働環境課は、今年の府内労働組合の春季賃上げの妥結状況について、前年からの妥結額等の動きを詳細に把握するため、5月25日までに「妥結額」、「組合員数」、「平均賃金額」が把握できた416組合※のうち、前年の妥結額についても把握できている297組合(今年、昨年の同一の組合)について、対前年比較及び詳細な分析を行いました。

※この416組合を対象とした加重平均結果については、6月7日公表の令和3年春季賃上げ要求・妥結状況(最終報)をご覧ください。

○調査対象及び集計方法、詳細な分析結果については次ページ以降をご覧ください。

## 調査結果の詳細分析【集計組合数:297組合】




### (1) 妥結額の状況【1ページ・表1 参照】

本年調査では、妥結額5,687円(前年:6,048円)と、対前年比361円減・6.0%減となり、前年を下回る結果となりました。

### (2) 企業規模別妥結状況【下の表2 参照】

企業規模別の妥結額における対前年比較では、  
 「299人以下」が、対前年比 279円減・5.4%減（令和3年:4,863円 令和2年:5,142円）  
 「300～999人」が、対前年比 246円減・4.5%減（令和3年:5,279円 令和2年:5,525円）  
 「1,000人以上」が、対前年比 393円減・6.3%減（令和3年:5,854円 令和2年:6,247円）となりました。

(表2) 企業規模別妥結状況

企業規模 (従業員数)		集計組合数 (組合)	妥結額 (円)		対前年比		
			令和3年	令和2年	金額(円)	増減率(%)	増減傾向 (※)
299人 以下の 内訳	29人以下	12	5,359	3,972	1,387	34.9	
	30～99人	60	3,968	4,493	▲ 525	▲ 11.7	
	100～299人	75	5,109	5,344	▲ 235	▲ 4.4	
299人以下		147	4,863	5,142	▲ 279	▲ 5.4	
300～999人		60	5,279	5,525	▲ 246	▲ 4.5	
1,000人以上		90	5,854	6,247	▲ 393	▲ 6.3	
総加重平均		297	5,687	6,048	▲ 361	▲ 6.0	
総単純平均(参考)			5,048	5,393	▲ 345	▲ 6.4	

※ 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(3)産業別の妥結状況【4, 5ページ・表4-①, ② 参照】

産業別(大分類)における対前年比較では、製造業が 5,719 円(対前年比 350 円減、5.8%減)、非製造業が 5,660 円(対前年比 370 円減、6.1%減)となりました。

製造業では、増減傾向(矢印)を記載した14業種のうち9業種でマイナス傾向となりました。

非製造業では、増減傾向(矢印)を記載した10業種のうち6業種でマイナス傾向となり、プラス傾向となった業種でも一部を除いて対前年比の増加率は低くなっています。

なお、集計組合数が 10 組合以上の業種のうち、前年と比べ増減率の高い業種は下記表のとおりです。

(表3)産業別の妥結状況(加重平均)のうち、前年に比べ増減率の高かった3業種(※)

分析対象(集計組合数10組合以上)のうち上位3業種、下位3業種の分析コメントを記載。

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比			コメント 【主な特徴点など】(※3)
			令和3年 (円)	令和2年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)	
食料品・たばこ (製造業)	22	4,225	4,839	4,695	144	3.1		組合によってばらつきがあり、一部の組合員数の多い大手組合がプラス妥結となったため、全体としてプラス傾向となった。
卸売・小売業 (非製造業)	32	24,584	5,725	5,671	54	1.0		組合によってばらつきがあり、一部の組合員数の多い大手組合がプラス妥結となったため、全体としては軽微なプラス傾向となった。
繊維、衣服 (製造業)	28	5,075	5,604	6,523	▲ 919	▲ 14.1		8割の組合でマイナス妥結となったことに加え、一部の組合が大幅なマイナス妥結となったため、全体として大幅なマイナス傾向となった。
鉄鋼 (製造業)	24	4,213	5,118	5,784	▲ 666	▲ 11.5		8割の組合でマイナス妥結もしくは昨年と同額の妥結となったため、全体として大幅なマイナス傾向となっている。
運輸業・郵便業 (非製造業)	17	11,207	5,161	5,680	▲ 519	▲ 9.1		5割の組合でマイナス妥結となっており、くわえて一部の組合員数の多い大手組合がマイナス妥結となったため、全体としてマイナス傾向となっている。

※1 本集計では、集計組合数10組合以上のうち増加傾向にある業種が2業種のみ。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-①)産業別の妥結状況(加重平均)(※1)

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和3年 (円)	令和2年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
<b>製造業</b>	212	42,765	5,719	6,069	▲ 350	▲ 5.8	
食料品・たばこ	22	4,225	4,839	4,695	144	3.1	
繊維、衣服	28	5,075	5,604	6,523	▲ 919	▲ 14.1	
木材、家具・ 装備品							
パルプ・紙・ 紙加工品	3	154	4,325	4,599	▲ 274	▲ 6.0	
印刷・同関連	2	413	4,111	4,026	85	2.1	
化学	28	6,634	7,899	8,213	▲ 314	▲ 3.8	
石油・石炭製品							
プラスチック製品							
ゴム、皮革製品	1	34	6,000	3,409	2,591	76.0	
窯業・土石製品	1	145	5,098	5,047	51	1.0	
鉄鋼	24	4,213	5,118	5,784	▲ 666	▲ 11.5	
非鉄金属	8	639	5,704	4,766	938	19.7	
金属製品	34	6,585	4,885	5,051	▲ 166	▲ 3.3	
機械器具	45	7,978	5,366	5,852	▲ 486	▲ 8.3	
電子部品・ デバイス							
電気機械器具	8	2,268	5,266	5,292	▲ 26	▲ 0.5	
情報通信 機械器具							
輸送用機械器具	7	4,019	6,472	6,722	▲ 250	▲ 3.7	
その他の製造	1	383	4,749	6,573	▲ 1,824	▲ 27.7	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。

※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

(表4-②)産業別の妥結状況(加重平均)(※1)

	集計 組合数 (組合)	組合 員数 (人)	妥結額		対前年比		
			令和3年 (円)	令和2年 (円)	金額 (円)	増減率 (%)	増減傾向 (※2)
<b>非製造業</b>	85	49,841	5,660	6,030	▲ 370	▲ 6.1	
農林水産業							
鉱業・採石・砂利							
建設業	3	681	4,041	4,602	▲ 561	▲ 12.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	1	3,484	7,070	7,140	▲ 70	▲ 1.0	
情報通信業	15	1,064	6,474	6,580	▲ 106	▲ 1.6	
うち、通信・放送							
うち、情報サービス	1	11	1,000	800	200	25.0	
うち、情報制作(出版等)	14	1,053	6,531	6,641	▲ 110	▲ 1.7	
運輸業・郵便業	17	11,207	5,161	5,680	▲ 519	▲ 9.1	
うち、私鉄・バス等	2	8,043	5,866	6,582	▲ 716	▲ 10.9	
うち、道路貨物輸送	7	2,979	3,384	3,421	▲ 37	▲ 1.1	
うち、郵便業							
うち、その他	8	185	3,130	2,839	291	10.3	
卸売・小売業	32	24,584	5,725	5,671	54	1.0	
金融・保険業、不動産、物品賃貸業	2	3,233	4,902	5,818	▲ 916	▲ 15.7	
うち、金融・保険業	1	200	6,177	6,341	▲ 164	▲ 2.6	
うち、不動産業	1	3,033	4,818	5,783	▲ 965	▲ 16.7	
うち、物品賃貸業							
学術研究、専門・技術サービス業	1	45	4,000	2,000	2,000	100.0	
飲食店、宿泊業							
生活関連サービス業、娯楽業	1	26	3,205	3,205	0	0.0	
医療、福祉、教育、学習支援業	7	840	4,509	4,496	13	0.3	
うち、教育・学習支援業	4	96	3,490	3,783	▲ 293	▲ 7.7	
うち、医療・福祉	3	744	4,640	4,588	52	1.1	
複合サービス事業、サービス業	6	4,677	6,278	8,492	▲ 2,214	▲ 26.1	
うち、複合サービス事業	2	2,470	5,680	8,795	▲ 3,115	▲ 35.4	
うち、自動車整備・機械修理	1	209	7,515	5,797	1,718	29.6	
うち、賃貸・広告業	1	1	1,900	4,216	▲ 2,316	▲ 54.9	
うち、その他	2	1,997	6,890	8,401	▲ 1,511	▲ 18.0	

※1 集計組合数が少ない業種については、平均額の精度が十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては御留意ください。  
 ※2 増減傾向は、5%以上の増加・減少率を太矢印、1%以上5%未満の増加・減少率を細矢印、1%未満の増減率を横矢印で示しています。

